

P1. 在日韓人 北韓送還及び韓・日両国
抑留者 相互釈放 関係綴り、1955 60
(V.7 北送関係参考資料、1955 60)

分類番号 723. 1 JA
登録番号 771

P2. 索引目録

分類番号	登録番号	生産課	生産年度	フィルム番号	ファイル番号	フレーム番号
723. 1 JA	771	ア州課	1960	主題 番号		始まり 終り
北 1955 - 60				C1 - 0011	02	0001 ~ 0548

機能名称 : 在日韓人 北韓送還及び韓・日両国抑留者 相互釈放 関係綴り、
1955 60 (V.7 北送関係参考資料、1955 60)

一連番号	内 容	頁
1	在日韓人の北韓送還経過、1955 57	0005
2	朝総連による在日僑胞の北韓送還運動とその背後に 掲載された陰謀、1959.1	0015
3	在日韓人北韓送還に関する駐日代表部の広報資料、1959	0026
4	Points to be made know regarding the so- called group repatriation of Korean residents in Japan to "North Korea"	0100
5	Chronology concerning mass expulsion of Korean residents in Japan to northern part of Korea, April 10 - February 17, 1959	0107
6	Reference materials on the problem of mass expulsion of Korean residents in Japan to Korea since February 9.1957	0174
P3.		
7	日本政府の在日韓人北送計画に対する政府の措置と交渉経緯、 1959.12	0331
8	On the question of 600,000 Koreans in Japan Pyongyang, 1959	0401 ~ 0548

P4. 外務部 保存文書

分類番号 723. 1 JA 登録番号 771 保存期間 永久
北 1955 - 60 V.7

機能名称 在日韓人 北韓送還及び韓・日両国抑留者 相互釈放 関係綴り、
1955 60. 全 9 巻 (北送関係参考資料、1955 59; 1 ~ 5)

生産課 ア州課 生産年度 1960

V.7 北送関係参考資料、1955 59

1	在日韓人の北韓送還経過、1955 57	
2	朝総連による在日僑胞の北韓送還運動とその背後に掲載された陰謀、1959.1	
3	在日韓人北韓送還に関する駐日代表部の広報資料、1959	

- 4 Points to be made know regarding the so- called group repatriation of Korean residents in Japan to “North Korea”
- 5 Chronology concerning mass expulsion of Korean residents in Japan to northern part of Korea, April 10 – February 17, 1959
- 6 Reference materials on the problem of mass expulsion of Korean residents in Japan to Korea since February 9, 1957
- 7 日本政府の在日韓人北送計画に対する政府の措置と交渉経緯、1959.12
- 8 On the question of 600,000 Koreans in Japan
Pyongyang, 1959

P5. 1 在日韓人の北韓送還経過、1955 57
P6 - 14. 英文

P15. 2 朝総連による在日僑胞の北韓送還運動とその背後に掲載された陰謀、1959.1.

P16. 番号 大韓民国
(No.)A-92-3 外務部 政務局

国際政治事情 調査資料

文書の区分：普通 日付：檀紀 4292 年(1959 年)1 月 21 日
題名：朝総連による在日僑胞の北韓送還運動とその背後に掲載された陰謀

目次...

1. 朝総連による北韓系在日韓人の北韓送還運動の概観
2. 北韓送還運動の背後に隠れている陰謀

P17. 国際政治事情 調査資料

朝総連は在日韓国人の北韓送還運動を通して何を画策しているのか？

1. 朝総連及びその傘下共産分子たちに対する在日僑胞の北韓送還運動の概観

在日北韓系共産分子たちの北韓送還運動は、昨年 4 月 15 日に開かれた第四次韓日会談と時を同じくして突然発生したのではなく、その歴史はもう永くなったもので、既に檀紀 4289 年(1956 年)6 月に日本赤十字社の積極的な周旋と国際赤十字社の協調の下に、40 余名に達する在日共産分子たちが北韓に送還されたことがあるが、この北韓送還運動が漸次組織的で集团的な局面を帯びるようになったのは最近のことで、即ち 4290 年(1957 年)12 月 31 日に抑留者の相互釈放及び送還と、第四次韓日会談の再開に関する合意が韓日間に成立すると、在日北韓系団体である朝総連は日本共産党及び社会党、そして共産系団体などの積極的な支持と後援の下に韓日会談を妨害するための運動を積極的に始めるようになった。

この目的のために彼らは、前記韓日間の合意による在日抑留僑胞の南韓への強制送還は、人道的な見地から到底受け入れられないことで、在日一般及び抑留僑胞たちに帰還地選択の自由が付与されなければならないと主張しながら、在日僑胞の北韓送還運動を

積極的に推進して来た中で、朝総連はこの運動を実現するために北韓傀儡の積極的な後援とそそのかしの下で日本国内各地で集会を開き、具体的な方法と計画を討議し、特に4291年(1958年)6月には「大村」収容所内の抑留僑胞たちまで扇動し、北韓送還を要求する断食デモを起こさせたが、彼らはまた同情的な日本政府及び国会に陳情書を提出し、代表者を直接派遣して口頭で陳情させるなど、あらゆる手段と方法を尽くしたので、

4291年(1958年)10月初旬頃からだんだん集団的な性格を帯びようになり、北韓から送金されて来るお金を貧困な僑胞たちに分配して行きながら在日僑胞の歓心を買ひ、街頭で北韓帰国希望者の署名を貰うなど発狂的な動向を見せるようになったが、日本共産党、社会党幹部たち及び日本赤十字社などは人道的な見地から、北韓送還を望む在日韓国人を北韓に送還しなければならないと主張し、日本の国会及び政府にこの志を力説しながら朝総連の動向に積極的に同調した。

北韓送還に関して、特に注目すべきなのは日本赤十字社の最近の動向なのであるが、同赤十字社では4292年(1959年)1月20日理事会を開き、在日韓国人の北韓送還問題は政治と分離して人道的に早急に解決することを決議し、この意を北韓傀儡赤十字社に通知したというが、これに対する日本政府の反応が非常に注目される。

4291年(1958年)1月から12月の期間中、日本の中心的な都市で開催された集会だけを数えてみても約40件に達し、このような運動はこれからもより組織的に強力に推進されるだろうが、彼らはこの北韓送還運動を通して次のようなことを画策している。

2. 北韓送還運動の背後に隠れている陰謀

前述したように朝総連及びその傘下共産分子たちは、在日僑胞の北韓送還運動に血眼になっているが、まず彼らが長期的に目的としているものとして

- 1) 終局的には韓国全領域の共産化、少なくとも現在においては南韓と同じ国際的地位での併存であり、これを終局的な目標として、短期的には
- 2) 韓日会談の妨害及び挫折、
- 3) 北韓の軍事力及び労働力の補充及び、
- 4) 在日僑胞の共産化などを目的としている。

北還送還運動の背後に隠蔽されている彼らの凶謀は、ただ韓日会談を前後とする諸般の情勢及び条件だけを背景にしているのではなく、彼らの終局的な目的を視野に置いたもので、これに関連した北韓送還運動は韓日会談が再開した時代的な背景に刺激され、だんだん計画的集団的な形態を備えるようになったと見るのが最も適当なものだが、彼らが終局的な目的にしているのは、もう一度言うまでもなく韓国全領域を共産化すること、若しくは韓国を取り囲む国際政治的現実を当分の間そのまま受忍し、いわゆる『朝鮮民主主義人民共和国』を南韓と同等な、北韓においてのある政治的単位ものように宣伝して、いわゆる二つの韓国の併存という事実を国際的にはっきりと認識させることで、その国際的な地位を向上させ地盤を強固にし、韓国の全領域を掌握しようという長期的な戦略の、第一段階の作戦を遂行させようという所にあり、このような兆候は彼らの主人であるソ連が国連において北韓傀儡と南韓との共同国連加入のいわゆる『パッケージになる』案を主張した事実、北韓傀儡のアア中立国家に対する浸透工作などから如実に見られるし、北韓送還運動もその根をここにおいているのだ。

万一韓日会談が重要な懸案問題を解決して成功的に幕を下ろすなら、これは北韓傀儡に対しては致命的な打撃なので、即ち日本政府は韓国と正式に外交関係を結ぶことになり、したがって日本に対する大韓民国の比重は北韓傀儡のそれと比べて現在よりずっと

より高くなるだろうし、反対に北韓傀儡は現在日本と維持している非公式的な関係すら、これを続けるのが不便になると同時に、60万人に達する在日僑胞に対する彼らの発言権を著しく弱めるだろう。

それによる致命的な打撃を招来するかも知れない韓日会談に対して、北韓傀儡及びその手先である朝総連は傍観的な態度を取れないのであり、彼らは4290年(1957年)12月31日に成立した韓日間の合意による抑留者の相互釈放及び送還が実施され、同年4月15日からは第四次韓日会談が再開されるに至ると、『南朝鮮』は米帝国主義者の扇動の下、日本と韓日会談を通して条約を締結することで、反共的なアジア防衛体制を確立しようと策動していると非難しながら、『いわゆる』『朝鮮民主主義人民共和国』が参加していない同会談は無効だと主張したが、彼らはまた在日抑留僑胞が自由意志に反して南朝鮮へ強制送還されたと宣伝し、北韓送還運動を組織的に展開することで韓日会談妨害に拍車を加え始めた。

彼らはまた在日僑胞の北韓送還を実現することで、北韓からの中共軍の撤収による軍事力の不足を補充し、合わせて一般労働力の欠乏を補おうと謀っているのだ。

そして一方北韓送還に関連し教育、通商及び経済面において、僑胞の私生活に強力に浸透し多くの善良な在日一般僑胞たちを共産化させようと画策している。

P21. 在日韓人のいわゆる北韓送還問題に関して

1. 去る1月19日日本の「藤山」外相が「在日韓人の北韓送還問題は人道的な見地から迅速に実践する」と発言した後、2月13日われわれの継続するそして強力な反対にも拘らず、日本政府内閣はいわゆる北韓送還を推進することを決定し、その日の夜日本政府はその決定をわれわれに通告して来た。
2. この問題は最近になって突然生じたのではなく、4288年(1955年)から日本政府のそのような動向は見られたもので、4288年(1955年)1名、4289年(1956年)20名に達する在日共産分子が日本政府の協調を得て北韓に向かった後、在日共産分子による北韓送還運動は活発に続けられて来て、このような運動はできるだけ多くの在日韓人を国外に追い出しそうという、日本政府の一貫した政策に陰陽の後押しを受けて来て、韓日会談を破壊して韓日両国関係の悪化に理解を感じる一部の日本人も、この政治陰謀に加担して来たものである。
3. 4290年(1957年)12月31日に韓日間で第四次韓日会談の再開と抑留者の相互釈放など合意が成されると、これに戸惑った在日共産分子たちはいわゆる朝総連の傘下で、日本の一部官辺側及び一部政党勢力の同情的な協調を得て、北韓送還運動を積極的に推進して来たが、同合意によって日本政府は抑留韓人を全部韓国に送還しなければならないのにも拘らず、4291年(1958年)1月から抑留韓人の内90名は北韓へ送還されることを望んでいるので、彼らを送還できないと主張し始めた。このような日本政府の主張は上記韓日間の合意に背くものであり、その後両国間の正式会議で激烈に論議した結果、やっと彼らを北韓に送致しないと日本側は口約束したのに、わが側にこの事件が今回のいわゆる集団送還問題と、その性質が本質的に同一な以上、もうひとつの違約だったことを指摘せざるを得ない。
4. この集団北韓送還運動は昨年10月初旬からはだんだん積極的な方向に動くようになったが、日本のこれに対する協力が陰陽に続けられて来た中、この政府の意図を受け入れたかのように、日本赤十字社理事会は去る1月20日「在日韓人の北韓送還問題は、政治と分離して人道的な見地から、また1957年ニューデリー国際赤十字

会議の決議に沿って、早急な日時の内には実践されなければならないという従来の立場を再確認する」という決議文を採択して、この意を北韓傀儡赤十字社に通知し、続いて1月19日には日本の外相「藤山」の声明で北韓送還に対する日本政府の態度は完全に表面化した。

5. いわゆる在日僑胞の北韓送還問題も、無謀な日本政府の一部勢力と共産分子が合作して、赤十字の仮面を被って謀った政治的な陰謀でわれわれが注意しなければならないが、即ち昨年11月に日本外務省の前外交官であり現在は日本赤十字社渉外部長だと称する「井上」は北ベトナム「ハノイ」を經由、「平壤」に入り、北韓赤十字社と接触し、某種の陰謀を画策して帰って来た事実があり、またいわゆる日本共産党と北韓傀儡の在日連絡機関である「日朝協会」の理事長であり日本共産党員の「畑中正春」がヘルシンキ共産党平和大会に行き、「北京」を經由、「平壤」に潜入し、やはり在日僑胞の北韓送還問題に関して12月10日金日成と秘密裏に会談したことがある。
6. このような事実にも拘らず、過去国際法上外国人の出国の自由を叫んでいた日本政府は、この反対に始終一貫人道的な見地という盾を押し出し、かれらの北韓送還計画を説明しようとしており、今度も日本政府は4289年(1956年)に在日韓人20名が北韓に送還された場合のように、国際赤十字社の支援を得て同赤十字社にその旅行証明書を発給させ、今まで主張して来たいわゆる「人道的立場」若しくは「赤十字精神」という見かけの良い口実を正当化しようとしているのである。
7. 国際法上どのように国でも、外国に居住している自国民を保護する権利と責任があるのである。わが政府は韓国において唯一の合法政府なので、日本に居住するわが僑胞を保護する権利と義務があるのであり、わが同胞が集団的に奴隷を強要される共産治下に事実上強制的に送致されようとする、この事態を座視できるだろうか。
- P23. 8. 在日韓人の法的地位と処遇に関する問題は、多年間両国間の重要な懸案問題のひとつになって来て、特に1957年12月31日の合意文書により彼らの地位と処遇問題は第四次韓日会談の重要な議題のひとつになっているが、日本政府は第四次韓日会談の年末休会後再開されようとするその時に、一方的にいわゆる北韓送還の意図を発表したのは、韓日会談の所期する目的の大半を自然消滅させるもので、日本政府がこの問題は韓日会談とは何ら関連がないものと主張するのは、話がまったく理屈に合わないし、彼らが会談をこれ以上進行したくないと意思を、間接的だが一方的な方法で表現したものではないか。
9. 軍事及び労働面において酷い人的不足に直面している北韓傀儡が、労働力と軍事力の増強を結果とする北韓強制追放を断行するという日本政府の決定は、われわれの敵であり、同時に全自由世界の敵である北韓傀儡を助ける極非友好的な挑戦的な態度であり、自由世界に対する直接的な挑戦のようなもので、われわれの安全保障上これを傍観しては行かないものだ。特に北韓傀儡は在日韓人の北韓受容を実現することで、いわゆる主権国家としての権利を北韓傀儡が持つ印象を与えることで、海外韓人の内傀儡が保護する韓人も存在するという印象を与え、即ち「二つの韓国」を無理矢理作り、国際的にその地位の比重を高め、進んでは韓国全域を共産化しようとして画策しているのだが、日本がこのような北韓傀儡の陰謀に同調しているのは、自由民主陣営に対する明らかな背信行為でなく何であろう。
10. 日本政府はいわゆる「人道主義」を標榜し、1957年「ニューデリー」赤十字会議で採択されたいわゆる居住地選択の自由の原則を援用していることで、かれらの凶謀を正当化しようとしているが、在日韓人のほとんどが日本の侵略戦争遂行のために強制

で日本に連れて行かれた人たちで、終戦後には彼ら韓人が日本政府としては不必要になったからと、また彼らの内多くの人が貧困な生活をしているからと彼らの追い出しを画策し、その貧困に対する責任を負うべき日本が責任を取り正当な保障を支払うどころか、彼らを再び共産奴隷生活に追い出そうとしながら、何の面目で人道主義を口にすると言うのか？

P24.
P25.

11. 彼らが口実に押し出すいわゆる居住地選択の自由というものは、6.25 動乱のせいで以北に拉致されて行った数多くの善良な韓国人のように、自由意志を無視され共産体制で呻吟し帰郷をしたくてもできない、いわゆる失郷国民を共産奴隷生活から救出しようというのにその精神があるのであり、共産奴隷生活に数多くの人を追い込もうという凶謀に対する口実には到底なれないもので、日本の計画は人道主義を標榜し、最も非人道的な過誤を犯しているのではないか？
12. 主権国家は外国人の出入国を管理する権利があるという国際法上の一般原則を、日本政府はこの場合に適用させることでその計画を合法化しようと未だ努力しているが、この原則が外国人の大量集団追い出しにまで適用されることは、この問題の歴史的背景を離れて考えてみても、国際法を悪用し侵略思想が今も残る日本の悪意的解釈と言わざるを得ない。ましてや前記したように主権国家は自国民を保護する権利があるのであり、国際慣例上その国民が所属する国家の政府だけが旅券ないし旅行証明書を発給するのが常例なのにも拘らず、ある第三者をもって旅行証明書を発行させてまで、集団追い出しを敢行するという事は明らかな主権侵害ではないのか？
13. 以上で見たように日本政府の計画は、最も非人道的で非友好的な不法行為であり、わが政府はあらゆる方法を尽くしてその企図を粉碎する用意と決意を持っているが、日本が最後まで反省せずに、その凶計を断行する場合に発生するすべての重大な結果に対しては、ただ日本政府だけがその責任を取らなければならないのは勿論、またこのような韓国の正当な主張と当然な主権発動に対しては全自由友邦国家の支持を受けることになることを確認する。

P26-99. 3. 在日韓人北韓送還に関する駐日代表部の広報資料、1959 英文

P100-106. 4. Points to be made know regarding the so- called group repatriation of Korean residents in Japan to “North Korea” 英文

P107-173. 5 Chronology concerning mass expulsion of Korean residents in Japan to northern part of Korea, April 10 – February 17, 1959 英文

P174-330. 6. Reference materials on the problem of mass expulsion of Korean residents in Japan to Korea since February 9.1957 英文

P331. 7. 日本政府の在日韓人北送計画に対する政府の措置と交渉経緯、1959.12

P332. 日本政府の在日韓人北送計画に対して
政府が取った措置と交渉の経緯

外務部
4292 年(1959 年)12 月 日

P333. 第二次世界大戦が終了した 1945 年 8 月に日本には、約 200 万人のわが同胞が居住していた。彼らのほとんどは再び言う必要もないが、日本の対韓植民政策による搾取と圧迫によって、彼らが故郷で到底生計を維持できなくなり、糊口の方途を探すためにやむを得ず日本に移住して行った人たちや、若しくは日本が侵略戦争の遂行中、日本の軍隊に強制徴募されたり、日本国内の軍需工業に労務者として従事するために日本当局が強制に徴用して行った人たちだった。

第二次世界大戦が終結し祖国が解放されると、彼ら韓人の内約 140 万名は故国に帰って来て、残りの約 60 万に近い韓人が日本に続けて残留滞在することになり、今日の在日韓人問題が生じるに至ったのである。

1948 年 8 月 15 日にわが韓国政府が樹立した後、わが政府は彼ら韓人に対してまず、彼らが日本に残留することになった動機が、彼らが日本に定着してある程度生計の方途が立っていたり、若しくは帰国しても到底すぐ応分の生活を営為できない実情に由来したことを、そして彼らが日本国内で続けて平和に生活を営為して行けるようにしてあげようと、日本占領当局である連合軍司令部(SCAP)と緊密な連絡と協調を維持して来たのであり、1949 年冬には連合軍司令部と交渉し、大韓民国駐日代表が設置されて以来、こ

P334. の在日韓人の保護の先導に当たったのである。

1951 年対日平和条約が草案されている頃、わが政府は在日韓人の日本国においての処遇問題が明らかでないのに照らして、これを早急に解決する必要を感じ、これに関して日本政府と交渉を始めようと当時 SCAP の斡旋を要請したことがあり、同年 10 月 20 日からその交渉が始まったのだが、この会議の議題が他の懸案問題にまで拡大し韓日全面会談を用意することになったのだ。それで同年 10 月 20 日から日本東京で開催された第一次韓日会談で、在日韓人問題が一番優先的な議題として採択されたのは当然なことだったし、またこの問題はその後においてももっとも世の中の注目を集めた問題だった。

この会談が始まると、在日韓人の問題に対する両側の基本態度はすぐに露出した。わが側は在日韓人の日本国内に続けて居住できるのは勿論、今後も彼らに対する実質的な処遇問題に重点を置いたのに反して、日本側はまず在日韓人の国籍問題を確定してから、その後にその他の問題を処理できるだろうという程度の消極的な態度で臨んで来た。

勿論わが政府としても、在日韓人が独立した大韓民国の国民ということに別に異議がないものだったが、日本側が国籍問題を性急に確定してみようという提議があったが、そのひとつは韓国国籍を確認するということは、日本側の奇弁によれば韓人は過去日本国籍を取得していたが、今はその国籍の喪失を確認しようというもので、したがっていわゆる韓日合邦の有効性の是非に対して、前もって間接的に釘を打っておこうというもので、もうひとつは在日韓人が大韓民国の国籍を取得したということだけ確認させておけば、国際法上外国人であることが確認できることと、1951 年 11 月 1 日から発効する日本の新「出入国管理令」を適用して、在日韓人を日本国内の他の外国人と同等な地位に置くことで、居住条件に対する色々な制限を好きなだけ加えられるだけでなく、好き勝手に追放できるというものなので、このような日本側の底意を看破したわが政府としては、到底特別な歴史的背景を持つ彼らの将来の処遇を明確に規定しないでは、このような局限された提案だけ軽率に応じる訳には行かなかったのだ。

要旨在日韓人に対する日本政府の政策は、この時から今日まで根本的な変化はないが、これを要約すると在日韓人の内、比較的裕福で有能な人は日本人に帰化することを奨励し、その他の人はできるだけ日本国外に追い出すのが根本的な意図と言えるし、この意図を実現させるのにおいて、その方法が色々とその形態を異にするのみだ。

P336. 1951-52 年当時わが政府としては在日韓人が、日本国内に自発的に住居を構える一般

外国人とは全く同一に処遇できないことを明らかにし、特に彼らの日本国内での居住条件に異議が有り得ないし、また彼らが大韓民国との事前了解なしには一方的に強制退去させられないことを強調したのだった。言い換えればわが政府としては彼ら在日韓人に対して、彼らの歴史的過去に照らして参政権を除いては日本人と同等な待遇が付与されなければならないという立場を堅持したのである。

しかし日本政府は、わが政府のこのような正当で当然な立場に同調するどころか、在日韓人問題を解決するために設置された在日韓人問題委員会で、その会議を故意に遅延させる一方、在日韓人の内、軽犯罪者まで強制退去処分を一方的に断行しようという氣勢を見せた。

わが政府は続けて在日韓人問題の早急な解決をもたらすために、日本側のこのような不誠実な態度の中で、1952年4月には日本側との共同草案作成段階まで至ったのだが、基本問題に関しては相当な見解の差異を残したまま、日本側の「対韓財産請求権」という驚くべき提案で会談が決裂したので、この交渉全体が水の泡になってしまったのだ。

- このように在日韓人問題が彼らの主張通りに解決される可能性が希薄になると、日本側はどんな手段でも在日韓人を一方的に追い出そうと、第一次韓日会談が決裂した
- P337. 次の月である1952年5月に125名の在日韓人を一方的に日本の船舶に乗せ、釜山港まで来てわが政府に引き受けを強要したことがある。当時わが政府は、戦前から居住して来た在日韓人を日本政府が一方的に追放できないという主張を貫徹しなければならない必要上、彼らの引き受けを拒否し、全員を日本に返送したことがあるが、日本政府は最後までその主張を固執するためなのか、彼らを大村収容所に抑留し始め、これが日本政府が在日韓人を抑留させることになった始まりだったし、その後政府はこの問題を解決するのに約5年の歳月を消費したのだった。勿論わが政府としても一般密航者を引き渡されるのには何の異議もなかったので、日本政府は今度は上で言った125人の内、77人をまるで密航者のように名簿を偽造し、1954年10月送還密航枠に混ぜて送還して来たことがある。日本側が密航者だと称しても、わが側が直接調査確認する前にはこれを引き受けないという政府方針は、この時(1954年)日本側に騙された経験に由来するものであり、密航者引き受けに政府が慎重な態度で臨んで来たのは、例え密航者たちの収容所生活が長引いても、数多くの在日韓人の権益のための原則を堅持するのにおいて、やむを得ず取らなければならない措置だった。このような日本の政策はその後も変わりがなく、1955年1月現在大村収容所に収容されていた在日韓人は404名だったが、日
- P338. 本政府が提議するのを韓国側で密航者を引き受ければ、この404名を日本国内に釈放するし、以後からは在日韓人をこれ以上抑留しないと口約束をしたので、1955年1月から5月まで707名の密航者を政府が引き受けたことがある。しかし怪しいことに日本側は404名の内、277名だけ釈放して、残りの127名は収容所にそのまま残して置いただけでなく、1955年8月末現在在日韓人で収容所に収容されていた人の数が386名に達したのだから、即ち日本はその数ヶ月前の口約束に違反して257名はもっと収容した結果になったのである。このような事実はひとつの例を挙げたのに過ぎず、日本側は証明書の不備記録の不十分な資料だけあれば、いつでも在日韓人をまるで密航者のように取り扱い、その日本国外への追い出しを企図して来たのだ。大村収容所に収容中の「密航者」問題がそんなに簡単でない理由がここにあるのである。

このような日本政府の不誠実な態度を是正し、正当な手続きによる判決でもない自意的な行政処分だけで、罪もなく収容所に監禁されて呻吟する在日韓人を救うための政府の努力の結果、1956年3月31日駐日代表部金溶植公使と日本の「重光」外務大臣の間の世に言う「金 - 重光」合意事項が成立し、辛い運命に置かれていた在日韓人の抑留

者が釈放される約定が成立したのだが、日本側によると日本の法務省の反対でこのような日本の外務大臣の口約束が実行されず、日本の外務省当局者たちが困難な立場に戸惑ったことが記憶に新しいが、この時から日本政府は在日韓人を追放するために、以下に言及するまた別な法案を模索し始めたものと知られている。

即ちこのように日本側は在日韓人の歴史的な背景をまったく無視して、一般外国人と同じ国際法上の地位を付与するという見かけの良い看板を掲げ、彼らを可能な限り多く追放しようと全力を尽くしているが、上で言ったようにわが政府の在日韓人の保護に関する強力な政策に出会うと、自分たちの政策の実現が困難さを感じて、1956年の夏を契機にその在日韓人追い出しに関する方策を変え始めた。

1956年5月I.C.R.C代表M.W.Michel及びM.de Weck両氏が日本の大村収容所とわが国の釜山外国人収容所を視察する目的で、日本韓国を訪問したことがあるが(外務部代：5月8日)、彼らが日本赤十字社と何を議論したか明らかでないが、その直後である次の月6月在日韓人の内、北韓送還を望む48人の在日韓人が(同48人は1956年4月日本政府の船舶「コジマ丸」が北韓に残留している日本人を撤収させようと北韓に行く時、乗船しようとして失敗した者たちである)日本赤十字社の積極的援助の下でICRCの旅行証明書を持って北韓に出発しようとしたことが起きたのだ。

このような事態に処して駐日代表部は同年6月27日日本外務省に覚書を提出し、「万一日本政府が大韓民国の旅行証明書を所持していない48名の在日韓人に対して出国許可を発給するならば、これは国際慣例に違反するだけではなく大韓民国に対して非友好的だと解釈し、また彼ら在日韓人が北韓共産地域に行けるように日本政府が許容するならば、これは大韓民国の安全に対する巨大な恐れにならざるを得ない」という要旨の警告を発したのである。

これに対して日本外務省は7月9日回答の覚書を送付して来たが、日本政府の見解によれば

- (1) この在日韓人48名は彼らの自由意志によって、彼らの費用で日本を離れるもので、日本政府は彼らの旅行に対して何の関連もないという点と、
- (2) 日本政府は自由意志で自費で出国する外国人の旅行を防げないとして、すべての責任を回避して来た。

P341. 政府はまたICRCに対して国際赤十字社が旅行証明書を発給する権限がないことを説明し、このようなことは赤十字精神に違背することを指摘し、この政治的性格を内包する事件にICRCが関与しないことを唆したのだった。

これに対してICRCは、わが政府の見解がまるで誤解に起因しているかのように説明し、自分たちの行動がすべて正当だと言い張ったのである。(7月24日)

同年秋、この48名を第一次に20名が「ノルウェイ」船舶S.S.Heinan号で遂に日本を出国してしまったが、この事件の意義は日本政府が従来、国際法理論の形式的な適用に照射、他の法理論的詭弁戦術から人道的原則云々という由縁戦術に転換してまで、在日韓人を国外に追い出そうとした点にある。同時に日本政府はこの48名の「ケース」を通じて、この問題処理に関する韓国側の反応が何なのかを打診してみようと企図したのである。

P342. これと時期を同じくしてICRCの重要な動きがあったが、その後の問題の発展を理解するのに参考になるので、日本政府の動きと共に簡単に要記すると次のようだ。

即ち(1) 日本政府は彼らの偽装した人道主義を押し出すためには、便宜上そして必然的に赤十字社を表面に押し出さざるを得なかったし、特にICRCを利用するのに全力を尽くして来た。

(2) 日本政府と国赤が事前に何か交渉をしたのかに対しては色々な推測があるが、国赤が在日韓人の北韓送還に関して初めて自身の立場を明らかにし、ある提議までしたのは1958年7月16日だった。ここで日本政府が一部在日韓人の北送計画の決定を韓国政府に正式通告したのが1956年ということに合わせて考える時、前後の事情を説明する資料になる。

(3) 即ち国赤は1956年7月16日に大韓赤十字社、日本赤十字社、そしていわゆる北韓傀儡赤十字社に対して、

P343. “The problem presented by certain Koreans living at present either in Japan or Korea itself who wished to find a Home of their choice on Korean soil” に関する提議をして来たが、その要旨は日本に居住する韓人の自由な意思により、彼らが選択する韓国内の地域に行けるように関係赤十字が合意するなら、国赤もこれに協調するとしたのだ。

(4) ここにおいて国赤は、それ自身を含む関係赤十字社の「ジュネーブ」会談まで提案したことがあり、これは同年(1956年)8月15日のことで再三要請したことがあったが、これに対して大韓赤十字社では同年9月4日回答書簡を発送し、上記のような国赤提案に対するわが国の立場をもう一度説明し、わが国の国民である在日韓人の人権を侵害し、共産主義者たちが謀った計略にのめり込んで行くことを意味するこのジュネーブ会談の提案に反対したのだった。

P344. このような情勢の下で、駐日代表部首席金溶植公使と日本外務省のアジア局長である「中川」の二人が、1956年10月から1957年4月まで韓日両国間の懸案問題を早急に解決する方法に対する非公式交渉(いわゆる世に言う韓日予備交渉という)をしたが、この会議で特に在日韓人問題を同解決するかという点が相当議論された。その中でもわが政府は、前で述べたような48人事件のような不幸な事態が再発しないようにするために、日本政府の保障を貰おうと努力した結果、例えば1956年12月15日金溶植公使は日本外務省アジア局長「中川」に対して、日本政府はどんな韓人が北韓に行くと言っても、出国許可をしないといけないと強調し、万一日本側がこのような過誤を犯し続ける場合には、この交渉も要らないものだと言ったが、「中川」局長は外国人の出入国に関する日本の法令を説明した後に、はっきりと日本はどんな韓人でも北韓に送還しないと、また日本の船が彼らを北韓に乗せて行くことも許可しないという口約束をしたのだった。これに先立って12月7日金公使は日本外務省の「門脇」次官を訪問し、48人事件に対して日本側の保障を要求した時には、彼(門脇)は

(ア) 日本政府は、20名の韓国人(48名の内の20名)の出国は日本政府が前もって知らなかったし、この問題の複雑さを知らない出入国当局の現地官吏が出国を許可したものだ。

(イ) しかし韓人が将来北韓に行くと言っても許さないし、この目的のために日本の船を使わせないという保障をしたのだった。このような両国間で諒解した事項を基礎に、韓日両国政府は韓日全面会談を再開する諸般の条件に対して全面的な努力をした結果、1957年12月31日に合意議事録が成立したものであり、日本外務大臣の署名したこの合意議事録で日本政府ははっきりと、在日韓人の運命を一方的に処理しないという約束をしたのだった。しかし日本は一面韓日交渉をしながらも、一面彼らの在日韓人追い出しに関する一方的措置が可能な道を用意していたが、即ち前記のような金-中川予備交渉中にも、途切れなく在日韓人問題を好き勝手に処理しようとICRCと交渉して来たのだ。1957年2月26日ICRC

- memorandum というものは、このような背景のから出て来たもので、その趣旨を要約すると次のような 8 項目に達している。
- P345. (1) まず居住地及び帰還者の赤十字社及び関係当局が第 2 項から第 8 項までの条件を受諾するならば、ICRC は在日韓人の帰還要請と帰還選択に対する彼らの意思が本当に自由意志なのかを審査するために、特別調査団を派遣する用意がある。
- (2) 日本赤十字社当局は彼らが帰還要請を受け付けるのに必要なすべての技術的な機構を用意して、この要請を ICRC 特別調査団に提出し、同調査団と帰還申請人との連絡に対して責任を取る。
- (3) 帰還申請人の出発当時における財産及び物質的な状況は本人たちの現居住地及び帰還者の赤十字社及びその他関係当局との間の協議によって決定されるもので、送還者の名簿の交換及び送還認定もこれによる。ICRC はこれに協調する。
- (4) ICRC は必要によって諸般旅行証明書を発給受けるのに協調する。
- P346. (5) ICRC の直接的な責任は 1 項と 4 項に限定する。
- (6) 出港する港までの輸送及び出港する港からの船便も、これを赤十字社当局と日本の関係当局が担当する。
- (7) 帰還者の引き受けと彼らの最終目的地までの輸送は、帰還者の赤十字社及び関係当局が担当するものであり、万一帰還者が第三国を通過する時には、彼らが第三国に到着即時から担当する。
- (8) 帰還に所要されるすべての費用は、帰還者の現居住地の赤十字社当局とその他関係当局が共同で 50% ずつ負担することにする。
- しかしこれに対して大韓赤十字社では、この問題が ICRC の所管ではないというわれわれの立場を説明したものである。
- このような ICRC の提案があつてからは在日韓人の北送に関して、日本政府は新しい武器を得たかのように軌道に乗ることになったが、当時韓日両国は第四次韓日会談の再開、抑留者の相互釈放のための交渉を活発に進行していたので(これを韓日予備交渉という)、日本は釜山に抑留されていた約 900 名に達する日本人漁夫の釈放及び送還において招来する支障を憂慮し、在日韓人の北送計画を露骨化することを当分の間保留したのだった。
- P347. 1957 年 12 月 31 日に韓日間で合意文書が調印された当時日本側は、全面韓日会談韓国側が全面的に日本の主張を受け入れ自分の思い通りにことが解決する場合には、上に関する新しい武器を使わないが、そうでない場合には他の方途があるという心算を持っていた。
- 1957 年 12 月 31 日合意事項を通じて、在日韓人問題においてひとつの解決は本案にあるが、これは当時大村収容所に収容中だった 484 名の在日韓人全員が日本国内に釈放され、それぞれ居住地に帰って行ったという事実だ。また日本政府は以後は再び収容所に収容するなどのことは自制すると口約束をしたのだった。しかし次の年 1 月から始まった駐日代表部と日本外務省間の、いわゆる韓日実務者会議で日本側は、当時大村収容所に収容中だった密航者の内約 90 名が、北韓地域に行くことを望んでいるととんでもない主張を始め、またひとつの難題を投げかけたのだが、この問題
- P348. に関して両側が相当な激論をした後日本側は、第四次実務者会議で「問題の韓人を北韓に送らないで日本国内に釈放する」という Status Quo 維持に関する口約束を与え、まず急な事態を免じたのだったが、この事件を通じて日本政府は二番目にわが政府の

韓人北送問題に対する動向を観察していた訳だが、この時にも日本側はこの問題を ICRC に提起して協力を得てみようとするなど、突飛な提案をしたことがありわが側が一蹴したことがあったのだ。

P349. 同年 4 月 15 日から全面会談が再開され、在日韓人問題に関して、第一次、二次、三次会談においてのように独立した委員会を組織して、5 月 19 日からその会議を始めたのだが、この会議でわが側が在日韓人の処遇問題の討議に重点を置いたのに反して、日本側は始終一貫「追放条件」をどうするかに論点を廻すのに力を使い、両側は原則問題でもなかなか意見を接近させるのが難しく交渉が遅々として進まないでいたが、同年 6 月に入ってわが側が心理的な圧力を加えようと臨んだせいなのか、大村収容所に収容中だった韓人で、以北傀儡政権に渡河することを望む抑留韓人 60 余名が断食闘争を起こしたとさせ、この問題を人道主義という名目の下に、彼らの北韓送還が不可避だという主張を掲げ出て、世の中をもう一度驚かせたのだ。この問題は三番目に、日本側が韓国側の反応をテストしたものだ。また日本側はこのような問題を提起することで、当然起きるだろうと予想される激論を通じて韓日全面会談を遅延させ、自分たちの利益を得ようとしたのだ。

在日韓人問題を持って全面会談に臨むという日本側の基本態度は、出来る限り合意を成立させないでおかないと、日本の国内法である「出入国管理令」を一方向的に施行することができ、日本国の利益に符合すると考えたからなのか、在日韓人問題に関する自分たちの草案を明かさないうまま遅延作戦を使って来たので、その例を一々挙げるすべがない。日本側は 1952 年 4 月にいわゆる共同草案を全面的に白紙化しようと提案することでわが側を驚かせたし、この会議での討議は始終一貫わが側の草案を基礎に進行されて来た。

P350. この時期において日本側は一面韓国側と会談を進行させ、もう一面では ICRC 外の交渉という両面作戦を続けただけでなく、同年 9 月からは在日韓人、共産団体及び北韓傀儡政権が韓日交渉を破壊させようという陰謀を巧妙に利用しながら、在日韓人を韓国に追放するのが困難ならば、北韓にでも追放してみようという計画を本格的に考案して来たが、いわゆる「在日韓人帰国促進会」などがこの時組織された事実、北韓傀儡政権の在日韓人に関する南日声明書などがこの時出始めた事実、またいわゆる朝総連の「帰国促進署名運動」がこの時出始めた事実は、このような日本政府の政策に便乗し、また日本政府がこのような北韓傀儡の策動に便乗したということを証明しても余りあるだろう。一方日本政府は韓日会談の進行を極度に遅延させながら、この後からは日本赤十字社に政府の政策を実現させようと陰に陽に掩護して来たのだ。

このような見地から見た時、1959 年 1 月 28 日の日本外相の重大な発言(在日韓人を北送する)は既に用意された計画を実践するのにおいて時期をそのまま選択しただけで、韓日間の交渉が今や必要ないという意図を間接的に表したものとしか見られない。

この「藤山」外相の発言は 1 月 20 日付け日本赤十字社の決意を日本政府が非公式的に裏付けたもので、これによって韓国側の反応を打診し、併せて正式決定前に日本国内の衆論を統一しようというのに日本の意図があったのであり、このようにして日本政府は 2 月 13 日閣議を通じて北送計画を正式に承認するに至った。

このような日本内閣の正式決定があると、政府は即日で駐日代表部を通して日本政府当局に抗議書を手渡し、日本政府の企図が北韓傀儡のいわゆる集団帰国運動と野合した政治的陰謀であることを指摘し、在日韓人は第二次大戦時日本の侵略野心と軍事的目的を達成しようとする強制的に日本に連れられて来たのに、戦争が終わった後莫大

な韓人たちは帰国した後、残った約 60 万名の韓人が日本側から見る時にはまったく必要のない存在なので無慈悲に捨てられることになり、また有名無名の圧迫を受けるようになったことを指摘した。これを韓人たちが日本に定住することになった特殊な歴史的背景に照らして、日本政府は彼らが安定した生活を永遠にできるように適当な処遇を提供してあげ、日本政府が自国民に付与するものと同一な待遇をしなければならぬのは余りにも当然なことなのに、このような待遇を提供するどころか、それとは正反対に、彼ら韓人たちが受けて来た耐えられない苦勞に、適当な保障と責任を負おうとはせず、逆に非人道的な強制追い出しをしようとしていることを非難し、大韓民国は韓半島で唯一な合法政府であり、したがって在日韓人を保護して援助する権利を保有していることを強調した。同抗議書にはわれわれは日本側が、在日韓人の北送問題は韓日会談とは別途に扱われなければならないと主張しているが、これは日本政府が 1957 年 12 月 31 日調印された韓日両国の協定に違反し、韓国政府の同意なく一方的に在日韓人を追放しようとする見なすしかないとを言い、日本がこのように両国の協定に違反し在日韓人を一方的に処理しようとするのは、現在進行中の韓日会談を破壊しようという計画と見なすしかなく、日本のこのような行動は極非友好的な行為だと認定するしかないと断言した。

P352.

ここでわが政府は結論として、万一日本政府がわが国政府のこのような強力な抗議にも拘わらずこの計画を強行するならば、これは韓日会談の決裂は勿論、現存韓日両国の関係も極度に悪化するものなので、即時同計画を放棄するために必要なすべての措置を取ることを警告すると同時に、この計画推進によって発生するすべての事態にかんしては全面的に日本政府にその責任があるという意を伝え、日本政府の誠意ある再考を促した。

P353.

日本政府は同日付である 1959 年 2 月 13 日覚書を駐日代表部に送付し、いわゆる「人道主義的見地」と「居住地選択の自由」などに立脚し、在日韓人の内、北韓に行くことを望む韓人を強制的に送るよう閣議で決定をしたということと、同韓人たちの北韓に行く意思を確認するためにジュネーブにある赤十字国際委員会の介入を要請したことを明らかにし、この日本の計画は政治的な問題とはまったく関係ないと詭弁を羅列したものだ。

その後日本のこのような無誠意に対して 1959 年 2 月 14 日曹正煥外務部長官は再度日本の岸首相に親書を送り、在日韓人強制北送計画を再考するように促したことがあり、日本のこのような行為はわが国に対する敵対行為だと指摘し、誠意ある回答を要求したが、同書簡に対して 1959 年 3 月 4 日日本の外相「藤山」は、彼らの常套的な「人道主義」と「居住地選択の自由」などの用語の解説に始終し、問題解決に何の誠意も見せなかった。

P354.

これと時を同じくして曹正煥外務部長官はジュネーブにある赤十字国際委員会総裁「ボワセ」氏に 1959 年 3 月 1 日と同年 8 月 6 日付けで書簡と電文で日本政府が計画している在日韓人強制北送は政治的及び法的問題であり、これは両国政府が署名した 1957 年 12 月 31 日の協定に基づいて開催された、韓日会談のひとつの議題として討議して解決されるべき問題であり、日本側で主張しているようにいわゆる「人道的な」問題ではないことを明らかにすると同時に、国際赤十字社で介入する性質のものではないことを強調した。また日本が主張しているいわゆる「居住地選択の自由」は、このような自由がない北韓傀儡に自由韓人を強制送還することによって、却ってこの自由を破壊する結果にしかなく、これは純然と日本が北韓傀儡と野合することで、在日韓人を追い出そうとする政治的計画としか認められないという点を強調

P355. し、日本のこのような計画は国連で承認された唯一な合法政府である大韓民国の主権を侵害する結果になると指摘した。また同じ電文で外務部長官は、日本の赤十字介入要求は自分たちの政治的陰謀を遂行するのに、高尚な赤十字社の人道主義原則を名前だけ借りて、世界の耳目を騙そうという意図だと指摘した。これに対するボワセ氏の回答によれば、国際赤十字社として韓国政府の見解を検討することと、また国際赤十字社としては政治的な問題に「タッチ」せず、ただ人道的な原則と赤十字精神に基づいて行動するとし、日本の在日韓人北送計画が果たして赤十字精神に照らして正当化できることかの余否に対しては何の説明もなかった。

事態がここに至るとわが国政府としては友邦国家の理解を求めようと各方面に努力したし、特に米国政府に対して外務部長官は、前記日本の政治的な陰謀は韓日会談を破壊し、間接直接的に北韓傀儡に人的資源を提供することで自由陣営を害しようという共産党との共謀に違いなく、また日本はいわゆる「人道主義原則」・・・云々の美名の下に在日韓人の自由を却って蹂躪しようとしていると説明した後、米国は自由世界と極東平和のために、日本のこのような政治的な陰謀を放棄するよう努力してくれることを要請した。米国政府はこのような外務部長官の提案に対して、書簡を受け取ったのに終わり、公式的な意見表示を保留した。同じ趣旨の書簡が国連事務総長に送付された。

P356. 在日韓人の集団北送計画に対する国際赤十字委員会の正式承認を得るための日本の策動を事前に備えるために、政府は2月初旬当時駐日代表部金溶植公使を首府(スイスジュネーブ)に派遣して、国赤に対し北送計画の真相を説明して、われわれの確固不動な立場を明らかにしながら、同計画に対して国赤が絶対関与しないように強力に要請したが、2月13日日本の内閣が北送計画を正式に承認した後、日本政府は日本赤十字社にそのまま「葛西」を首府に派遣し、北送凶計がまるで「人道主義」「居住地選択の自由」などの原則に立脚しているかのように仮装宣伝しながら、これに対する国赤の承認を得ようと狂奔するに至って、政府はまた当時の駐日崔圭夏参事官を首府に派遣して金公使と合流し、国赤に対することになった。

その後3月頃には張沢尚、崔圭男、兪鎮午諸氏民間代表も首府に行き、前記政府代表に合流し、北送凶計に対する韓国民の見解を国赤に伝え、全韓国民はこれに強力に反対するという意を強調した。

P357. このような官民一体の対外、対内的な北送反対運動によって、3月23日国赤は「当分の間、北送計画に対して何の決定も下ろさないだろう」という要旨の意をわれわれに伝えて来たが、これは1956年在日韓人48人に対して旅行証明書を発給し、彼らの北韓行きを援助した当時の国赤の態度に比べるなら、相当慎重な態度と見る事ができた。

このような国赤の態度は、国赤が北送計画を前例に沿って容易に承認するだろうという日本政府の期待にまず大きな打撃を与え、国内巷間にはこのような国赤の動きをごく楽観的に解釈する向きもあったが、政府としては警戒を怠らず金溶植公使を首府に滞留させつづけ、日本の北送計画の真相を暴露し、この問題は韓日間の政治的問題であり、両国間の会談を通じてのみ解決できるし、国赤はこの問題に関しては関与してはならないという意を何度も協調した。

P358. 北送凶計に対する即刻的な国赤の承認を得るのにしくじった日本は、即時北韓傀儡との直接交渉を積極的に謀ることになったが、政府としては2月中旬ころから始まった日本と北韓との間の頻繁だった通信の往来から推して見て、このような日本の動向を予知していた。

しかしこのような日本の動向は、国赤の参加と承認なしには絶対に北韓傀儡と北送問題に関して直接交渉しなかったという、当時の日本の主張とは正面から背く措置で、まず日本政府としてはこれに対する口実を捏造せざるを得ない困境に到達したのだが、国赤が「この問題は日本と北韓傀儡の間でだけで討議できる問題」と言って、傀儡との直接協商にたいする国赤の承認と参加を要求した日本の要請を拠点として、また一方北韓傀儡は北送問題と関連する政治的な野望の暴露を怖れて国赤の参加を猛烈に反対すると、日本は仕方なく会談場所を国赤本部に設定し、4月13日から北韓傀儡赤十字社代表と直接交渉を始めるに至ったが、言うまでもなく日本は北韓傀儡との直接協商場所を国赤本部に設定しながら、同協商がまるで国赤の援助下で用意されたかのような印象を自由世界に与えることで、その従来主張と背反する動向を合理化するのに腐心したのだった。

P359. 4月13日から始まった日本及び傀儡赤十字社間の直接交渉は初めは、日本側の主張である北送計画に対する国赤の関与問題と、傀儡側の主張である「朝総連側で作成したいわゆる」「送還者の名簿の受諾」を取り囲んで相当な難航を繰り返し、一時は決裂するような段階に到達した印象を与えたが、この時においてわが友邦国家のひとつはこのような協商の趨勢を静観しながら、6月初旬にある日本の参議院選挙を峠として日赤と傀儡の直接交渉が決裂するだろうという観測を持ち、このような意を政府に伝えて来て、政府は色々な相対する情報を土台に時局を判断するしかなかった。

難航を繰り返しながら日赤と傀儡赤十字間の直接交渉はその後の日本側の譲歩が続き、国赤の「送還」管理と実質的な参加を除去して、国赤の役割は「送還」事務においての単純な助言的なものと弱体化し、日赤が「送還」事務全般を負擔する形式に落着くことで6月10日日赤と傀儡赤十字は在日韓人の「送還」に関して一時的に合意するに至った。

P360. 6月2日の日本の参議院選挙を峠として日赤と傀儡赤十字の直接交渉が決裂するだろうと予告して来たわが友邦のひとつは、6月10日意外にも日赤と傀儡赤十字間に在日韓人の「送還」に関する原則的な合意が成され、日本政府の北送計画が具体化して行くのを見て、従来微温的態度を捨て積極的にこの問題の解決案を提議して来たのだが、この国の政府はわれわれが原則的に「居住地選択の自由」を認めることをそそのなしながら、今や残ったのは北韓に強制送還される在日韓人の数を最小限にすることと、在日韓人の大韓民国への帰還に関して日本側と協商することで、彼らが大韓民国へ帰還する時は彼らに対する補償金支払問題に対して斡旋と援助を提供する意思があることを提議して来たが、政府としては北送凶計を絶対反対する基本路線に背くどんな解決案もこれを受け入れられなかったのである。

このような微妙な時期において日本側はわが側の判断に混線を起こさせようとしたのか、累次在日韓人北送計画において多くの難関があるので、韓国側が憂慮するようにそのように簡単に実行はできないという宣伝をする一方で、有力な第三国が調整の役割を担当しようというモメントを利用して、大韓民国への在日韓人大量送還を実現させようという意図の下に色々な煙幕戦術を使って来た。このような中で情報によるとICRCは7月22日頃在日韓人の問題に関する日本側計画に関与することに内定した。

P361. このように日本政府が在日韓人北送計画を最後まで強行しようという確固とした態度を見せ、ICRCは日本の計画に参加すると内定し、また友邦政府が提議した仲介案が受諾するだけのものでない情勢下で、わが政府としてはもう一度日本政府との直接交渉を通して、この問題を独自に解決する方途を模索することに決定した。したが

ってこのためには去る2月に日本政府が在日韓人を一方的に共産治下の北韓に追放することを決定して以来、中断していた第四次韓日会談を再開して問題を外交会議を通して解決しようとした。

P362. 7月30日わが政府は駐日代表部を通じて日本政府に送った覚書で、当時韓日間の緊張状態が日本政府の在日韓人北送計画に対する一方的な決定によって造成されたことを指摘し、そのような緊張状態がただ韓日両国間の関係だけでなく、東北アジア全般の平和と安全保障に脅威になるということを示した。この在日韓人問題が1951年以来韓日会談の重要な議題になって降りて来た事実を思い起こさせながら、今やこの問題を外交交渉を通して解決しようと早急に中断した韓日会談を無条件に再開し、この緊張状態造成の直接的な契機になった在日韓人問題を優先的に討議しようと提議したのだった。同時にわが側は口頭で日本側に対して、日本政府が「大村」収容所に抑留されている韓人を韓国に送還すると即時に、釜山に収容中の日本人漁夫の内、当日で刑期を満了した者を日本に送還すると提議した。これに対して日本政府は8月1日にわが駐日代表部に送った覚書で、韓日会談の無条件再開を提議したわが政府案を受諾しながら、同韓日会談が再開される以前に抑留者の相互釈放が実現することを希望するという条件を提示した。

P363. わが政府としては韓日会談の再開問題と抑留者の相互釈放問題は、相互何の関係もない別個の問題であることを明かしながら、韓日会談を早急に再開する準備を備えることになった。特にわが政府としては、日本側と北韓傀儡間のいわゆる送還協定が遠くなく公式に調印されることを予見し、それ以前に韓日会談を再開しておくことで、日本政府の背信的な二重外交を止揚させる最後の機会を与えようというものだ。

8月12日日本東京で両側の代表団は、約8ヶ月間中断されていた韓日会談の再開を見ることになった。にもかかわらず日本政府はまさにその次の日である8月13日に、インドの「カルカッタ」でその赤十字社(インドの)に傀儡との北送協定に調印するようにさせた。

わが政府はこのような日本政府の背信行為を猛烈に抗議する一方、いわゆる送還協定が施行される以前に日本政府との外交協商で実効を得ようと、彼らの政策施行を再考するよう努力したのだった。

P364. このような立場からわが側は韓日会談劈頭、韓日間の諸懸案問題、特に在日韓人の問題が最短の日時の内に相互合意に到達することを懇切に希望するとしながら、このためにわが政府としては最大の努力を傾注するという決意を披瀝したものである。こうして折衷交渉の結果、8月26日第13次全体会議で両代表団は

- 1) 日本に残留することを希望する者に関する問題、
- 2) 大韓民国に帰還することを希望する者に関する問題、及び
- 3) 日本に残留することを希望もしないし、大韓民国に送還されるのも希望しない者に関する問題の、

以上三個の問題をそれぞれ議題として採択し、この列挙した順位通りに討議に入ることを合意し、同日付で新聞の共同発表までしたのだった。ここにおいて特に第3項の議題に注意する必要があるが、これはわが政府がこれを相互合意した議題として採択しておいたので、日本政府はこれを一方的に処理できないように法的、道義的責任を負ったのと同時に、万一日本がこの問題の一方的処理を強行する場合には、その責任が日本政府にあるしかなかったのだ。また進んでは比較的合意に至り易い第1及び第2項の問題を、日本側との交渉が順調に解決される場合には第3項の問題の重要性がそれ程大きい問題にならないだろうという観測の下で、これら三問題の相互関連

P365.

性に注目したのだった。

一方日赤は 8 月 13 日傀儡赤十字と締結した、いわゆる在日韓人「送還」に関する協商を施行するのに必要な施行細則として、いわゆる「北送案内書」というものを作成し 9 月 3 日これを発表した。朝総連は同案内書の内、幾つかの条項を修正することを日赤に強力に要求することになったが、この条項は

1. 「送還」用紙に「送還者」の本籍を書く必要がない。
2. 16 歳以下の送還者は、本人が直接登録する必要がない。
3. 「送還者」が新潟日赤センターに輸送される途中での、親戚親友らの歓送を禁止する条項は削除されなければならない。
4. 新潟日赤センターでの「送還者」の外出禁止条項は削除されなければならない。
5. 日赤センターに輸送される途中、傀儡旗の掲揚を禁止する条項は削除されなければならない

等々を含む。

上記のような要求条項の内日赤は、1.及び 2.項に関して朝総連の要求に応じて 8 月 24 日からは「送還者」の申請を受付け始めたが、傀儡の指令下に動く朝総連の命令によっていわゆる送還を望む者は申請を保留したのであり、朝総連は彼らの要求条件を掲げ続けて申請を拒否した。

P366. 日赤はこのような強力な朝総連の反対に直面し、遂に残る三個の条項に関して朝総連の要求に実質的に譲歩することで 10 月 24 日から申請を再び受付け始めた。

北送案内書を取り囲んで長く続いたこのような日赤と傀儡側との紛争は結果的に見て、日本の譲歩によって彼らが遵守することを主張して来た国籍の原則を大幅に変更したものだ。このような紛争によって韓国側を安心させるための戦略の一部だったことを忘れてはならない。

日本政府が前述したように、在日韓人に関する三個の問題の討議に関するわが側の提案に応じたのは、われわれとしては韓日会談が無条件再開された当時の情勢から推して見て、問題解決の前途が必ずしも暗澹たるものだけではなかったと考えられたし、日本政府の誠意を信じていたのだった。なぜならば日本政府にほんの少しでも誠実さがあるならば、このように両国間の外交交渉で一旦合意し、相互の討議議題として確定した以上、これを無視しまさにその問題を一方的恣意的に処理するという事は、国際信義上その例がほとんど見られないからだ。また日本政府がこれを一方的に処理した場合、すべての国際輿論の非難を受けるしかないからだ。しかし知ってのように日本政府のこの受諾は、このような法的道義的な責任を遂行しようという意図からではなく、ただ彼らの目の利益だけのために、自分の政策を追求し続けるのに時間的余裕を得ると同時に、一方わが政府を愚弄視しようという悪意に満ちた術策から出たものとしは見られない。

P367. わが政府としてはこのような点を考慮に入れてないのではなく、ただ早急にこの問題の解決を急ぎ、無誠意な日本に一方的な処理の口実を被せてこの問題を解決することが、外交交渉を通して紛争を解決しようとするわれわれに残された唯一の道だった。

このようなわが政策の一端として表れたのが、わが政府と日本の間の在日韓人の大韓民国への帰還協定の締結のための交渉なのである。このようなわが政策の政策は前でも少し言及したように、日本政府が最後まで在日韓人の日本国外への大量追放に固執する以上、日本国内で本当にその生計を図る方途がないわが同胞を救済するため

に、彼らの政治的過去を一切不問に処してわが懐の中に受け入れ、わが韓国国内で新しい暮らしを開拓させてあげようというものだ。しかしわが政府のこのような立場には、当然伴う条件があるのである。これは

第一にまず、在日韓人が日本に行って居住することになった歴史的経緯に照らしてみても、彼らが大韓民国へ帰還するにおいて、日本政府は当然相当額の保証は支払わなければならない。

P368. もうひとつは、彼ら帰還韓人の財産権を尊重し、かれらが搬出する財産や資金に何らの制限も加えてはならないだけでなく、またどんな公課金も付加してはならないのである。特に帰国する在日韓人の財産搬出に関するわれわれの提議は、国際的にその先例がはっきりしたものであり、日本国自体が「ポツマス」条約で禍態から撤収するロシア国民にした財産権尊重の条項を想起する。

このような条件はわが政府としては、どんな環境下でも必ず貫徹しなければならないもので、われわれとしては彼ら在日韓人を保護しなければならない権利と義務を持つ唯一な政府として、余りにも当然な条件なのである。続いてわが政府は日本側に対して、このような条件が満たされればわれわれは在日韓人の大挙帰国を受け入れられるだけでなく、これを勧奨する用意もあることを明かした。

P369. この政策を樹立するにおいてわが政府としては、日本がどちらにせよ在日韓人の大量退去を画策している以上、わが政府のこのような大韓民国への帰還案は日本政府としても十分に受け入れられるものであり、また日本政府としてもこの問題をわれわれとの協商を通じて解決する誠意があるならば、最小限の条件は難しくなく受け入れられるだろうという見解だった。

そしてわが政府はこの政策によって、在日韓人の大韓民国への帰還と、彼らの日本国内での処遇にかんする韓日間協定草案を作成し、わが代表団にこれに具体化した諸原則によって日本側との交渉に臨むようにしたのだった。

韓国政府のこのような公正で最小限の提案に対して、日本側は非常に荒唐な態度で臨んだ。

第一に、補償問題に対して日本側は最初はまったくこれに対する反応を見せずに、ただこのような問題は日本政府と**その関係部署**特に議会で到底承認されないという口実の下に、わが側との具体的な交渉に入るのも躊躇したし、

P370. 第二に、帰還韓人の財産搬出に対しては日本の国内法規の諸規定を挙げ難色を表明し、拳句には北韓傀儡と締結したいいわゆる「カルカッタ」送還協定まで引用するに至った。

このような情勢下でもわが政府は粘り強く、前で言及した第1項及び第2項の問題を早急に解決しようとあらゆる努力を傾注することになったのであり、10月末及び11月初旬頃からはいわゆる日本と北韓傀儡間の、いわゆる「カルカッタ」送還協定が施行される期日が漸次迫って来たので、日本側は却って韓国側の焦燥感を利用して、問題解決に対して誠意を表すどころか故意的に公然とした遅延戦術に終始した。

P371. ここでわれわれが忘れてはならない点は在日韓人の北送企図するにおいて、日本政府はこれは日本政府が発議したものではなく、日本赤十字社が在日韓人自身のいわゆる自由意志による帰還を助けてあげるものだと言っているが、事実はそれとは反対に、日本赤十字社が北韓傀儡政権とこの問題に関して協商するように唆したのも日本政府だという事実だ。また日本政府がこの事業を推進させるために、米貨で約40万ドルの予算を日本赤十字社に対する補助金の形式で支払ったことも、この事業の性格を証明して余りある。

またいわゆるカルカッタ協定というものを検討すると、例えば「帰還者」は日貨45000円まで携帯できる・・・云々などにおいては、外換管理法を施行する日本当局の協調なく施行できないという事実を指摘せざるを得ない。

P372. わが政府が在日韓人問題に、その中でも特に日本を離れようという人の問題を日本政府が一方的に処理できないし、わが政府と外交交渉で解決しなければならないという主張は新しい提言ではなく、実は1957年1月31日の合議議事録(非公開)条項をそのまま履行せよという主張なのである。それにも拘わらず日本政府は「自由意志」「人道主義」などなど煙幕的な議論を駆使しながら、厳粛な国際義務の履行を拒否している。政府はこれに対する日本側の再考を最後まで両者会談で全力を尽くした後、その成果がないのに照らして12月11日日本を、国際義務の違反に関して国際司法裁判所に提訴する予定で日本政府の用意を要請するしかなかったのである。

それなのにこのような政府のもっとも誠実な努力、または国際紛争の平和的解決に関する最終的な方式の提案にも拘わらず、日本はこれを受諾するどころか却って12月14日に国際裁判所に提訴される対象を一方的に除去することで、われわれの提案を事実上拒否したのだった。これに関して日本政府が12月17日正式に回答して来たのによれば、この問題が国際司法裁判所で決定する所管事項ではないという口実の下にわれわれの提案を拒否して来たが、所管かそうでないかという余否自体が裁判所で決定されることなのに、このような論理を前に出さなければならない日本政府の苦衷を敢えて察しても余りあるものである。

P373 - 400. 英文

P401-548. 8 On the question of 600,000 Koreans in Japan
Pyongyang, 1959 英文